栃木県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与に関する条例

令和７年10月６日
条　例　第　８　号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第２４条第５項の規定に基づき、同法第２２条の３第４項の規定により臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時的任用職員の給与）

第２条　臨時的任用職員の給与の取扱いについては、栃木県職員の取扱いの例による。

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。